



制度改正

-医療法人は令和5年8月決算から義務化-

医療機関経営情報 報告制度の概要

- ① 令和5年8月から経営情報報告が義務化
- ② 概算経費率適用の医療法人は対象外
- ③ 対象となる提供データの範囲
- ④ 国民・研究者へのデータ提供と公表

1 | 令和5年8月決算から経営情報報告が義務化

我が国では、高齢人口の増加や医療の高度化などに伴い、国民医療費が増加の一途を辿り、将来的には生産年齢人口の急減や医療資源の地域格差など、克服すべき課題も待ち受けています。特に新型コロナウイルスの感染拡大では、医療機関支援政策のためのエビデンスが不足し、国民への情報提供も不十分であるという課題も浮き彫りになりました。

これらの課題に対処し、国民に政策を説明するためには、医療の現状と実態を示す情報が必要です。

特に、医療法人は地域医療の重要な担い手であり、「運営状況の透明性」が求められています。医療法人の経営情報の収集とデータベースの構築、そして国民への詳細な説明が、医療法人度の趣旨と調和する重要な要素です。そのため、政府方針においても、医療法人の経営情報収集、データベース構築、丁寧な説明に関する検討が求められています。

今回は医療法の改正により、新しく始まる医療法人の経営情報に関するデータベース（M C D B）の構築について解説します。

1 | データベース構築の背景

M C D Bは「メディカル・コーポレーション・フィナンシャル・データベースシステム」の略であり、医療・介護の置かれている現状と実態を把握するために必要な情報を収集し、政策の企画・立案に活用するとともに、国民に対して丁寧に説明していくため、医療法人・介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備・構築を進めています。そして、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表し、さらに、医療法人に関するデータベースの情報を研究者等へ提供する制度を創設します。

医療法人については令和5年8月1日から、介護サービス事業者については令和6年4月1日を予定しており、医療法人については医療機関等情報システム（G - M I S）にて提出を行うこととなります。



◆医療法人の経営情報に関するデータベース(M C D B)の施行(令和5年8月分)について

改正の概要

- 全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号。以下「改正法」という。）の一部の施行に伴い、並びに改正法による改正後の医療法（昭和23年法律第205号。以下「改正後医療法」という。）第69条の2及び医療法施行令（昭和23年政令第326号）第5条の14の規定に基づき、都道府県知事が行う医療法人に関する情報の調査及び分析等について、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）において、必要な規定を整備するもの。
- 令和5年8月1日の施行に向けて、同年7月下旬の公布に向けた必要な準備を進める。

改正後医療法（抄）（令和5年8月1日施行）

第69条の2 都道府県知事は、地域において必要とされる医療を確保するため、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項（①）について、調査及び分析を行い、その内容を公表するよう努めるものとする。

2 医療法人（厚生労働省令で定める者（②）を除く。）は、厚生労働省令で定めるところ（③）により、当該医療法人が開設する病院又は診療所ごとに、その収益及び費用その他の厚生労働省令で定める事項（④）を都道府県知事に報告（③）しなければならない。

3 厚生労働大臣は、医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項（⑤）に関する情報を収集し、整理し、及び当該整理した情報の分析の結果を国民にインターネットその他高度情報通信ネットワークの利用を通じて迅速に提供することができるよう必要な施策を実施するものとする。

4 厚生労働大臣は、前項の施策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人の活動の状況その他の厚生労働省令で定める事項（⑤）に関する情報の提供を求めることができる。

5 都道府県知事は、前項の規定による厚生労働大臣の求めに応じて情報を提供するときは、電磁的方法その他の厚生労働省令で定める方法（⑥）によるものとする。

医療法施行規則（抄）の主な改正の内容（案）

- ① 改正後医療法第69条の2第3項の分析の結果その他地域において必要とされる医療を確保するために都道府県知事が必要と認めるもの（個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除く。）とする。
- ② 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第67条第1項に規定する計算の特例（いわゆる「四段階税率」）を適用して最終会計年度の所得の金額を計算した医療法人とする。
- ③ 次に掲げる方法のいずれかにより、毎会計年度終了後3月以内（医療法第51条第2項の医療法人にあっては、4月以内）に行わなければならないものとする。
 - ・ 電磁的方法を利用して自ら及び当該報告を受けるべき都道府県知事が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法
 - ・ 書面の提出
- ④ 次に掲げるものとする。
 - ・ 病院又は診療所（以下「病院等」という。）の名称、所在地その他の病院等の**基本情報**
 - ・ 病院等の**収益及び費用の内容**
 - ・ 病院等の**職員の職種別人員数**その他の人員に関する事項
 - ・ その他必要な事項
- ⑤ 次に掲げるものとする。
 - ・ 医療法第52条第1項各号に掲げる書類（事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書）に記載された事項
 - ・ 改正後医療法第69条の2第2項の規定による報告の内容
 - ・ その他必要な事項
- ⑥ 電磁的方法を利用して自ら及び厚生労働大臣が同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講ずる方法その他の適切な方法とする。

出典：厚生労働省「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

2 | 国民への理解などの様々な目的

M C D B の構築は医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、国民に丁寧に説明するために、医療法人の経営情報を収集するものです。

M C D B を構築することによって、国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解を促進し、また、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築を推進する政策の検討に役立てることができます。

また、経営への影響を踏まえた的確な支援策の検討、医療従事者等の処遇の適正化に向けた検討、医療経済実態調査の補完など、数々の目的があります。

今回のデータベースの構築は国民や政府のためだけではなく、医療法人にとっても自院との比較のために有効なものとなり、経営課題の分析等に使用することができます。

留意すべき点として、医療法人の経営情報の提出は、調査主体が被調査主体を抽出し、被調査主体が任意で回答する調査ではなく、医療法人への義務的な全数把握であることが挙げられます。また、全ての医療法人が既に取得・収集している情報をもとにデータベースを構築すべきであると考えられています。

◆ 医療計画の策定に係る指針等の全体像

医療法人の経営情報を把握・分析するとともに、その分析により国民に丁寧に説明するため、医療法人の経営情報（※）を収集する。

※ 病院及び診療所に限定した経営情報。

これにより、

- ・ 医療機関の経営状況をもとに、**国民に対して医療が置かれている現状・実態の理解の促進**
- ・ 医療機関の経営状況の実態を踏まえた、**効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築のための政策の検討**
- ・ 物価上昇や災害、新興感染症等に当たり**経営影響を踏まえた的確な支援策の検討**
- ・ 実態を踏まえた**医療従事者等の処遇の適正化**に向けた検討
- ・ 社会保険診療報酬に関する基礎資料である**医療経済実態調査の補完**

に活用することが可能となる。

また、医療機関側も、マクロデータを自院の経営指標と比較することで、経営課題の分析にも活用可能であると考えられる。

出典：厚生労働省「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

◆ 医療法人の経営情報のデータベースの目的

＜留意すべき点＞

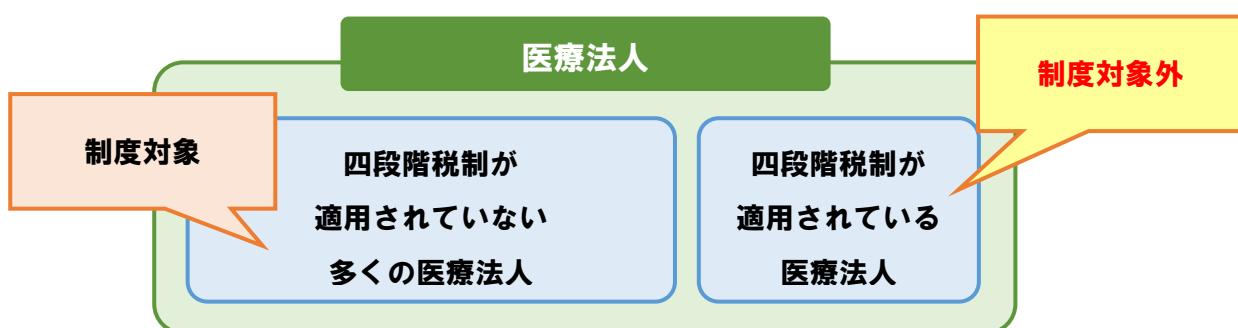
- 医療法人の経営情報の提出は、調査主体が被調査主体を抽出し、被調査主体が任意で回答する調査ではなく、医療法人への義務的な全数把握であることが特徴としてあげられるため、これを踏まえた制度設計を進めるべきと考えられる。
- 一方、全ての医療法人に経営情報の提出を義務づけるのであるならば、一般的に医療法人が提出可能な制度であるべきと考えられ、医療法人が既に取得・収集している情報をもとにすべきと考えられる。
- また、対象は医療法人のみであることから、新たな制度で政策のエビデンス全ての情報を得ようとするには限界があることを踏まえて制度を検討すべきと考えられる。
- なお、新たな制度の目的は医療法人の経営情報のデータベースの構築とその活用にあり、法人の監督・指導を目的とする事業報告書等とは異なることからこれらは別制度とすることを前提にすべきと考えられる。
- 「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議）で記載されており、2023年度までに医療法人の経営情報のデータベースの構築が求められており、新たな制度による経営情報の提出は2023年度可能な範囲で早期に開始し、新たな制度が施行された後に決算を迎える医療法人から順次提出を求めるべきと考えられる。

出典：厚生労働省「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

2 | 概算経费率適用の医療法人は対象外

1 | 対象となる医療法人

今回のM C D Bの構築に関して、対象となるのは基本的に「すべての医療法人」とされています。一部「四段階税制」が適用されている小規模な医療法人については社会保険診療報酬に概算経费率を乗じて経費を算出しているため、実態に即しているとは言い難いです。また、小規模な医療法人は経理に携わっている従業員についても限りがあり、今回の法改正によって、業務に過度な負担が生じる可能性もあります。したがって、対象から除外されています。



◆ 診療報酬の所得計算特例措置（四段階税制）

医療法人では、租税特別措置法第26条・第67条により、社会保険診療に係る費用として、必要経費に算入する金額を、実額経費ではなく、概算経費で計算することが認められています。

■ 対象要件

各事業年度において、社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該支払を受けるべき金額が5,000万円以下、かつ、事業所得に係る総収入金額に算入すべき金額の合計額(当該各事業年度の総収入金額)が7,000万円以下である場合

■ 概算経費

社会保険診療報酬の金額によって、以下を概算経費として計上することができます。

- ・2,500万円以下：社会保険診療報酬の72%
- ・2,500万円超～3,000万円以下：社会保険診療報酬の70% + 50万円
- ・3,000万円超～4,000万円以下：社会保険診療報酬の62% + 290万円
- ・4,000万円超～5,000万円以下：社会保険診療報酬の57% + 490万円

◆制度の対象とする医療法人

- 新たな制度では、現行の事業報告書等に含まれる損益計算書等よりも詳細な経営情報の提出を求める必要があるが、合理的理由無く対象・対象外を区分すれば、公平性を欠き、制度への協力が得られず、その目的を果たせなくなる可能性がある。このため、事業報告書等の提出が義務化されていることと同じく、新たな制度でも原則、全ての医療法人に対して義務化すべきと考えられる。
- 一方、新たな制度により経営情報の提出を義務化するのであれば、対応が困難な医療法人まで対象とすることは制度上の矛盾が生じることから、過度な負担を前提にするようなことのないよう考慮も必要であると考えられる。
- このため、小規模な医療法人は、経理に携わる従業員も限られることが見込まれ、法人税制度上、社会保険診療報酬の所得計算の特例措置（いわゆる四段階税制）が適用されている法人は、社会保険診療報酬に概算経費率を乗じるなどして経費を算出しており、実態を考慮して、こうした法人に限って除外してはどうか。

(参考)

小規模な医療法人の例 租税特別措置法第67条の適用を受ける医療法人

租税特別措置法（抄）

第六十七条 医療法人が、各事業年度において第二十六条第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該各事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該各事業年度の総収入金額が七千万円以下であるときは、当該各事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として捐金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

(注) 四段階税制の適用を受けている医療法人数（令和2年度）は61法人

出典：租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書（令和4年1月国会提出）

出典：厚生労働省「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

2 | 病床機能報告・外来機能報告との連携

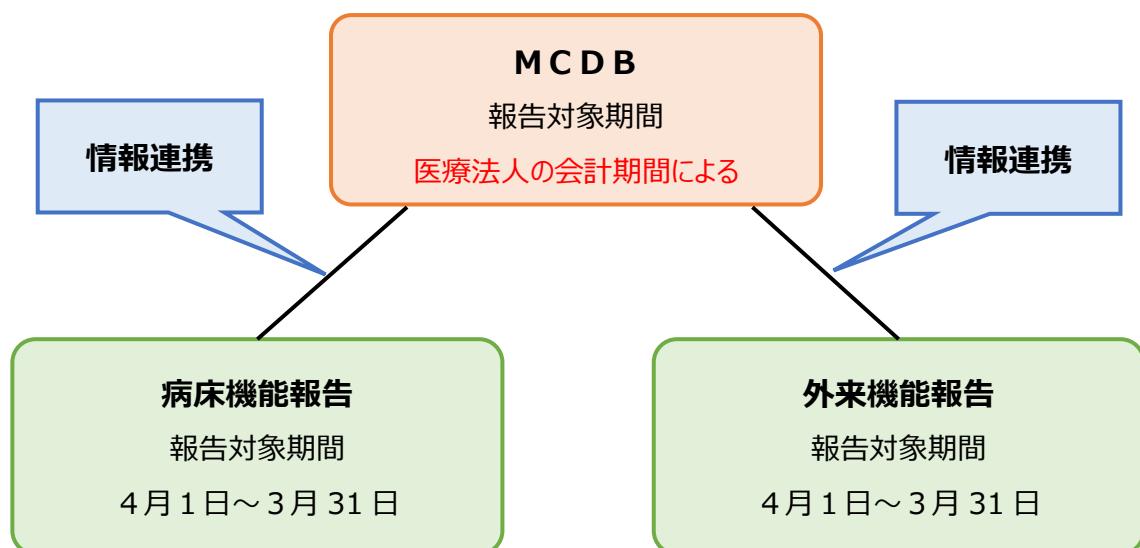
新たな制度において、収集する経営情報の情報量が多ければ、政策のエビデンスとしての活用性も高まるものと考えられ、単独で活用するのではなく既存の調査等と連携することにより、活用性がより高まることが考えられます。

現在、医療法人は経営情報だけではなく、病床機能報告や外来機能報告などの様々な情報を報告しています。病床機能報告と連携することにより、例えば「高度急性期機能 300床～399床の病院における利益率の平均値等の指標を作成する」等の病床機能報告や外来機能報告等との連携により多角的な分析が可能となることから、病床機能報告・外来機能報告と共にIDを用いることで連携を可能としてはどうかと検討されています。

今回のMCDの構築にあたり、経営情報の利用だけではなく、病床機能報告や外来機能報告との連携により、より細かな分析が可能となります。

しかし、病床機能報告や外来機能報告は報告対象期間として「4月1日から翌年3月31日」としておりますが、医療法人の会計期間は法人によって様々であるため、それぞれの情報の連携は対象期間についての留意が必要となります。

◆病床機能報告・外来機能報告との連携について



◆病床機能報告・外来機能報告との連携について

- 新たな制度において、収集する経営情報の情報量が多ければ、政策のエビデンスとしての活用性も高まるものと考えられ、単独で活用するのではなく既存の調査等と連携することも、その方法として考えられる。
 - このため、病床機能報告と連携することにより、高度急性期機能300床～399床の病院における利益率の平均値等の指標を作成する等「病床機能報告や外来機能報告等との連携により多角的な分析が可能となる（※1）」ことから、**病床機能報告・外来機能報告と共にIDを用いることで病床機能報告・外来機能報告との連携を可能としてはどうか（※2）。**
- ※1 昨年度実施した「医療法人の事業報告書等に係るデータベース構築のための調査研究事業」（厚生労働省委託事業）報告書により検討課題の一つとされている。
- ※2 病床機能報告及び外来機能報告は、報告対象とする年間実績について4月1日から3月31日までとしており、会計期間が4月1日から3月31日までではない医療法人は、新たな制度と対象期間が相違することに留意が必要。
- ただし、他の調査を連携することにより作成した情報は、国で政策活用することを前提としたものであることに留意が必要であり、それ以外の活用については、慎重な議論を行うべきと考えられる。

出典：厚生労働省 「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

3 | 対象となる提供データの範囲

1 | 対象となるデータの拡大

提出の対象となっているデータは事業報告書を始めとした現行の書類に加え、事業所ごとの医業収益・費用、医業外収益・費用など損益情報も含まれることとなります。事業所ごとの取りまとめた情報は医療機関等情報システム（G－MIS）にて送信することから、対象となる情報を整理する必要があります。また、報告する項目によっては必須項目・任意項目であるものや、病院は必須項目であるものなど、様々分かれています。

◆ 報告の対象となる情報について

現行

- 事業報告書
- 財産目録
- 貸借対照表
- 損益計算書（法人全体の事業収益・費用等のみ）
- 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- 監査報告書
- 社会医療法人の役員報酬基準、保有資産目録、業務に関する書類
- その他一定規模以上医療法人・社会医療法人債発行法人関係書類（閲覧対象外）

改定案（医業収益等）

医業収益（入院診療収益、室料差額収益、外来診療収益、その他の医業収益）

※入院診療収益及び外来診療収益は任意項目として「保険診療収益（患者負担含む）」及び「公害等診療収益」を別掲。

※その他の医業収益は任意項目として「保健予防活動収益」を別掲。

※診療所の「室料差額収益」は入院診療収益の内数として記載。

- 材料費（医薬品費、診療材料費・医療消耗器具備品費、給食用材料費）
- 給与費（給料、賞与、賞与引当金繰入額、退職給付費用、法定福利費）
- 委託費（給食委託費）
- 設備関係費（減価償却費、機器賃借料）
- 研究研修費
- 経費（水道光熱費）

※診療所は「設備関係費」、「研究研修費」及び「経費」の科目は設けず「その他の医業費用」の科目を設ける。

改定案（その他）

- 控除対象外消費税等負担額

- 本部費配賦額

※診療所の「水道光熱費」、「控除対象外消費税等負担額」及び「本部費配賦額」はその他の医業費用の内数として記載。

- 医業利益（又は医業損失）

- 医業外収益（受取利息及び配当金、運営費補助金収益、施設設備補助金収益）、医業外費用（支払利息）

- 経常利益（又は経常損失）

- 臨時収益

- 臨時費用

- 税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）

- 法人税、住民税及び事業税負担額

- 当期純利益（又は当期純損失）

- 職種別の給料及び賞与並びにその人数※

※病床機能報告で分かる情報は当該報告の情報を活用

対象職種：医師、歯科医師、薬剤師、看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）、その他の医療技術者等（診療放射線技師、臨床工学技士、臨床検査技師）、リハビリスタッフ（理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士）、歯科衛生士、歯科技工士、栄養士等（管理栄養士、栄養士、調理師）、社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、看護補助者、事務（総務、人事、財務、医事等）、担当職員、医師事務作業補助者、診療情報管理士、その他の職員

2 | 病院会計準則をベースとし、一部猶予なども

より細かな情報提供を求めるとするならば、法人内の経理等の部署について過度な負担を強いることになってしまいます。しかし、人件費などの状況を把握することや、補助金や診療報酬の改定などに活用するエビデンスとひとつとなるのであれば、提供される情報はより細かなものであるほうがより活用性も高まります。

「政策に対する活用性の向上」と「医療法人の業務負担」についてはどちらかのみを重視するのではなく、両面を睨み検討することが必要とされています。現行の医療法人制度では、統一的に会計基準を定めていません。医療機関ごとに財務諸表を作成することを想定して任意で病院会計準則を用いることを推奨しています。

また、貸借対照表については施設単位で作成していない医療法人もあることから、現行の事業報告書による様式によるべきと検討されています。

今回の報告にあたって、複数の施設を開設している医療法人の中には、事業所ごとの損益計算書を作成していない医療法人が一定数存在しており、それらの医療法人に対しても情報提供を求める際に、準備期間や届出時期の延長・猶予などの配慮も検討されています。

◆経営状況に関する情報（診療所）

経営状況に関する情報（診療所）					様式 2
法人名					
診療所名					
診療所所在地		都道府県	市区町村	役員数(人)	職員数(人)
				町域	二次医療圏
期間 (自)				至)
消費税の経理方式		主たる診療科		金額	備考
		科	目		単位：円
01	医業収益				
01-01	入院診療収益				
01-01-1	保険診療収益（患者負担含む）				任意記載
01-01-2	公害等診療収益				任意記載
01-01-3	室料差額収益				任意記載
01-01-4	その他の診療収益			0	計算式あり
01-02	外来診療収益				
01-02-1	保険診療収益（患者負担含む）				任意記載
01-02-2	公害等診療収益				任意記載
01-02-3	その他の診療収益			0	計算式あり
01-03	その他の医業収益			0	計算式あり
01-03-1	うち保健予防活動収益				任意記載
01-03-2	うち運営費補助金収益				
02	医業費用				
02-01	材料費			0	計算式あり
02-01-1	医薬品費				
02-01-2	診療材料費、医療消耗器具備品費				
02-01-3	給食用材料費				
02-02	給与費			0	計算式あり
02-(02)	(うち消費税課税対象費用)				
02-02-1	役員報酬				
02-02-2	給料				
02-02-3	賞与				
02-02-4	賞与引当金繰入額				
02-02-5	退職給付費用				
02-02-6	法定福利費				
02-03	委託費				
02-03-1	うち給食委託費				任意記載
02-04	減価償却費				
02-05	器機賃借料				
02-06	その他の医業費用			0	計算式あり
02-(06)	(うち消費税課税対象費用)				
02-06-1	うち水道光熱費				
02-06-2	うち控除対象外消費税等負担額				
02-06-3	うち本部費配賦額				
03	医業利益（又は医業損失）			0	計算式あり
04	医業外収益				
04-01	うち受取利息及び配当金				任意記載
04-02	うち運営費補助金収益				
04-03	うち施設設備補助金収益				
05	医業外費用				
05-01	うち支払利息				任意記載
06	経常利益（又は経常損失）			0	計算式あり
07	臨時収益				任意記載
07-01	うち運営費補助金収益				
07-02	うち施設設備補助金収益				
08	臨時費用				任意記載
09	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）				
10	法人税、住民税及び事業税負担額				任意記載
11	当期純利益（又は当期純損失）			-	計算式あり

※1 医療法人整理番号は、医療法人ごとに付された番号を記載すること。法人番号は、国税庁により法人ごとに指定された13桁の番号を記載すること。病床・外来管理番号は、病床・外来管理番号付与の有無を選択し、有の場合は病床機能報告又は外来機能報告で付された8桁の番号を記載すること。医療機関コードは、保険医療機関の指定の有無を選択し、有の場合は保険医療機関ごとに付された都道府県番号+点数表番号+医療機関コードの10桁の番号を記載すること。

※2 任意記載科目について記載が困難な場合は、「*」を記載すること。

出典：厚生労働省 医療法人に関する情報の調査及び分析等について

4 | 国民・研究者へのデータ提供と公表

1 | 国民への公表とSNS等によるリスク

各医療法人で構築したM C D Bは政府が政策等の検討に使用するだけではなく、国民に対しても情報提供がなされます。

しかし、S N Sが発達した現在においては、公表された情報について、悪意的にこれを利用される可能性も否めません。また、詐欺やその他の犯罪被害などのリスクを伴います。

公表する経営情報については、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表するなどの対策が検討されています。

◆国民への公表方法について

- 医療法人の経営情報は、これを把握・分析し、国民に対して、医療が置かれている現状・実態の理解の促進等をするために収集する。
- この目的のためには、個別の医療法人ごとの情報を公表する必要性はなく、むしろ、属性等に応じたグルーピング等による分析を充実しつつ、その結果を提示することにより、国民に対してより分かりやすく丁寧に医療の現状・実態を提示できると考えられる。
- 一方、個別の医療法人の経営情報を公表した場合、医療法人は、一人医師医療法人の存在など小規模な経営を法人形態により実施している診療所も数多くあり、人件費など個人の報酬額を容易に想定できる内容になり得る。
- また、社会医療法人や一定規模以上の医療法人に限定したとしてもS N S等の発達した現在においては、公表された情報について、悪意的にこれを利用される可能性も否めず、詐欺その他の犯罪被害などのリスクを伴う。
- このため、**公表する経営情報については、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表してはどうか。**
- なお、公表する具体的な内容である分析（マクロデータや指標）方法については、システムの設計時や運用時において、より充実した内容となるよう検討していくこととしてはどうか。

出典：厚生労働省「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

2 | 研究者への公表と十分な制度設計の検討

今回構築されるM C D Bは研究者などへの第三者機関への提供も予定されています。学術研究目的であっても、いわゆる「オーダーメード集計」のように、個々のニーズを踏まえた分析結果の作成・提供への取組も必要と考えられています。

また、医療法人の中には、医師が一人である医療法人も含まれており、データベースの使い方によってはそういった医療法人の給与等が公開されることになり、特定の個人の収入を明らかにしてしまう危険性もあります。

したがって第三者に提供する際の制度設計については十分な検討が必要となっています。例えば「趣旨に沿った利用目的となっているか」「データの漏洩や紛失が発生するがないようにセキュリティが十分に確保された環境であるか」を客観的に審査できる仕組みなどが挙げられています。

◆研究者への提供のための制度（第三者提供制度（仮称））について

＜制度の必要性＞

- 新たな制度では、国民・企業の負担を源泉とする医療費等を中心に収入を得ている医療法人から提出を求め、公費を使って医療法人の経営情報のデータベースを構築することから、当該データベースは国民共有の財産であると考えられる。このため、当該データベースの有効活用について検討が必要と考えられる。
- 一方で、当該データベースの使い方によっては、地域医療に悪影響を及ぼすような利用も可能である。制度の目的を違えて活用されれば、医療提供体制への影響も考えられ、国民の利益にも反することとなる。このため、第三者に提供する場合であっても、目的に適った使用であることを検証する必要があり、その取扱方法については慎重な検討が必要と考えられる。
- さらに、当該データベースは、医療法人の競争上の利益を侵害する恐れのある情報や、事業報告書等との照合により、いわゆる一人医師医療法人の理事長等の特定の個人の収入等を容易に推知することができる情報が含まれることに留意が必要である。このため、こうした点も踏まえつつ第三者提供の制度設計についての検討が必要と考えられる。

＜第三者提供制度を検討する上で基本的な考え方＞

- 国民の理解を深めるには、収集するデータ数を一定以上確保した上で、公表する分析結果の充実が必要。
- 学術研究目的であっても、いわゆる「オーダーメード集計」のように、個々のニーズを踏まえた分析結果の作成・提供への取組も必要と考えられる。
- 第三者提供制度（仮称）については、上記の充実を前提とした上で、データベースとしてデータの充足を見据えた施行期日とし、それまでに制度の詳細について慎重に検討していくこととしてはどうか。

＜第三者提供制度の目的＞

- 統計法では、公的統計は国民共有の財産という考え方のもと、統計調査に対する国民の信頼を確保する観点から、調査票情報の適正管理と守秘義務（秘密保護）を図った上で、公益性のある統計の作成及び統計的研究について、個票形式のデータ（調査票情報及び匿名データ）を第三者に提供している。
- 高齢者医療確保法上のレセプト情報・特定健診等情報データベース（NDB）も調査対象の秘密の保護を図った上で、目的をしぼり、第三者に提供している。
- 新たな制度においても医療法人の信頼を確保する仕組みとすべきであり、第三者に提供する場合には提供先で医療法人・医療機関が特定される公表がされない仕組みとする必要がある。

- 医療法人の経営情報のデータベースを第三者へ提供する場合であっても、提供に当たって本制度の目的に適った利用に限定すべきであり、利用目的として「医療経済に対する国民の理解に資すると認められる学術研究」や「適正な保健医療サービスの提供に資する施策の企画及び立案」が考えられ、こうした趣旨に沿った目的としてはどうか。
- その上で、第三者提供する場合には、当該目的に合致した利用申請となっているか、データの漏洩や紛失が発生する事がないよう、データ利用に当たってセキュリティが十分に確保された環境が整えられているか等を客観的に審査できるよう、有識者による審査の仕組みを前提にしてはどうか。

<第三者提供の方法及び対象>

- 統計法では統計の作成や統計的研究（統計の作成等）を行う場合、調査票情報を提供することができる。匿名データ（※1）は、学術研究の発展、教育の発展、国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展、国民経済の健全な発展又は国民生活の向上（デジタル社会形成基本法に規定する特定公共分野）に資すると認められる統計作成等を行う者（※2）に提供することができる。
 - ※1) 調査票情報を特定の個人または法人等の識別ができないように加工したもの：識別情報の削除、識別情報のトップ・コーディング、リサンプリング等
 - ※2) 研究者、講義等の教育を行う指導教員やその学生、特定公共分野に関する統計の作成等を行う民間事業者・団体等
- 医療法人の経営情報のデータベースに記録された情報を第三者に提供する場合については、当該情報がオープンデータと照合することにより法人・医療機関の特定を容易に行えるという性質を持つことを考慮し、研究目的に照らして必要最小限の範囲の情報に限定する等、個人及び法人の権利利益が侵害されないよう配慮した上で、提供する必要があると考えられる。
- その上で、第三者提供を行う場合には、
 - ・提供の対象とする者は、前記の目的に沿って適切に研究を行える者か、研究倫理の保持が可能か
 - ・提供を求めるデータの範囲は、研究目的に適った必要なデータ範囲であるかなどの観点から審査し、提供の可否を決定する方向で検討してはどうか。

出典：厚生労働省 「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

今回はM C D Bが構築された背景や目的、内容について解説しました。

高齢化社会が進んでいる中、医療費に限りがあることから、医療法人にはより効率的な経営が求められることになります。

M C D Bの構築によって、多くの医療法人が自院に限らず様々な医療法人の経営情報を把握することによって、自院の課題が明確となり進むべき方向性を見出すことが可能となります。このレポートがお役に立てば幸いです。

■参考資料

厚生労働省：2023年7月7日 第100回社会保障審議会医療部会 議事録

医療法人の経営情報に関するデータベース(MCDB)の施行(令和5年8月分)に

について（報告）

「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方について

医療法人における医療機関等情報システム(G-MIS)での届出等について

内閣官房：「医療法人の経営情報のデータベース」の在り方に関する検討会